

「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の
検討状況に関する説明会資料（抜粋）

広域的な食中毒事案への対策強化

広域的な食中毒事案への対策強化

【政省令等の施行スケジュール案】

	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年2月	2019年 3月		2019年 4・5月	
施行日政令 ・食品衛生法施行規則 の改正（省令）	【11月26日】 同時公布						4月1日施行	第1回広域連携協議会開催（運営要領を協議会毎に策定）
食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の改正（告示）	パブコメ開始	【12月下旬～1月上旬】 公布						
広域連携協議会設置に係る要綱等	関係機関との調整	設置要綱及び協議会の運営に関する必要事項（例）の策定			（地方厚生局） 運営に関する必要事項を含んだ運営要領の検討、第1回開催に向けた準備等			
食中毒処理要領、食中毒調査マニュアル、統計作成要領等の改正	関係機関との調整	パブコメ		【3月中旬】 食中毒部会開催 【3月下旬】 各種要領、マニュアル公布				

【施行日政令】（※済）

改正食品衛生法の附則第1条第2号に掲げる規定（広域的な食中毒事案への対策強化部分）の施行期日を、平成31年4月1日と定めたもの。

【食品衛生法施行規則の改正（省令）】（※済）

広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとしたもの。（規則第21条を新設）

【食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（注）の改正（告示）】（※パブリックコメント中）

国及び都道府県等の連携を法律の連携協力規定に基づいたものとし、さらに、広域的な食中毒事案発生時の連携に関する項目を新設する等の改正を行う。

（注） 監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導計画の策定に当たり必要な基本的事項を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するもの。
これに基づき、厚生労働大臣が輸入食品監視指導計画、都道府県知事等が都道府県等食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、これらに従って監視指導を実施する。

【広域連携協議会設置に係る要綱等】（※素案作成中）

- ・設置要綱：改正法の規定に基づき、厚生労働大臣が広域連携協議会を設けるに当たり、協議事項、構成員等の必要な規定を定めるもの。
- ・運営に関する必要事項：厚生労働省から示すこととしている必要事項例をもとに、協議会毎に運営要領を検討後、第1回協議会時に策定するもの。